

# ○航空関係地方連絡協議会について（通達）

昭和 42 年 5 月 29 日

海幕運第 2578 号

海上幕僚長から自衛艦隊司令官・航空集団司令官・各地方総監・教育航空集団司令あて  
航空関係地方連絡協議会について（通達）

標記について、防衛事務次官から別添のとおり通達があつたので、同通達および下記により協議会の設置運営を図られたい。

なお、航空関係地方連絡協議会の設置について（依命通達）  
（海幕運第 1459 号。39. 3. 12）は廃止する。

## 記

### 1 地域協議会

- (1) 地方総監、教育航空集団司令は航空集団司令官の協議に応じて地域協議会の設置運営に協力するものとする。
- (2) 協議会には米軍の関係者を構成員として出席させることができる。

### 2 地区協議会

隣接する飛行場の部隊の長は同一航空保安事務所長と、航空交通管制業務、その他飛行場の運用に関連する問題について合同して協議会を設置することができる。

米軍の関係者の出席については地域協議会の例に準ずるものとする。